

尾三衛生組合特定事業主行動計画における取組状況の公表

令和 5 年 7 月 18 日

尾 三 衛 生 組 合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条第 6 項の規定に基づき、尾三衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）における取組状況を公表する。

【目標 1 女性職員の採用】

(1) 数値目標

採用試験において、受験者における女性の割合を 25% 以上とする。

(2) 取組内容

採用試験実施時において、女性が活躍できる職場であることを広報誌（美化だより）やホームページ等で周知する。

(3) 取組状況

令和 4 年度において、新規職員採用試験を実施しなかったため、未達成。

【目標 2 年次有給休暇の取得】

(1) 数値目標

年次有給休暇の目標平均取得日数が 12 日（1 月あたり 1 日以上）を下回らないようにする。

(2) 取組内容

ア 課長等は、部下の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の得得の促進に努める。

イ 月曜日または金曜日など週休日や国民の祝日を合わせた年次有給休暇の取得の推進を図る。

(3) 取組状況

令和 4 年度の年次有給休暇の取得実績は、職員（再任用職員含む）平均 12.14 日であり、目標達成。

【目標 3 子どもの出生時における父親の休暇取得の推進】

(1) 数値目標

妻が出産する場合の特別休暇について、休暇取得率を 100% とする。

(2) 取組内容

ア 休暇に関する資料を配布し、周知を徹底する。

イ 所属長及び担当課は個人のプライバシーに配慮しつつ、対象職員に対して育児に伴う休暇・休業の取得を積極的に勧奨する。

(3) 取組状況

令和 4 年度の妻が出産する場合の特別休暇の休暇取得率については 100% であり、目標達成。

取得者数 1 名 (特別休暇取得日数 7 日)

対象男性職員 1 名

【目標 4 ハラスメント等への対策】

(1) 数値目標

ハラスメント等を防止するための規程を制定する。

(2) 取組内容

ア ハラスメント等を防止するための要綱を制定する。

イ ハラスメント等に関する相談窓口を設置し、担当職員は個人のプライバシーに配慮しつつ対策を講じる。

(3) 取組状況

職場におけるハラスメントの防止に関する要綱（令和 4 年 3 月 9 日訓令第 1 号）を令和 3 年度に制定しており、目標達成済み。